

2 「法律人権相談」の開催

昭和 39 年度から、福岡県弁護士会北九州部会及び北九州人権擁護委員協議会の協力により、法律人権相談を開催しています。相談料は無料です。

弁護士による法律相談と併せて、人権擁護委員による人権相談を一体的に開催することにより、相談者の利便性の向上と利用促進に取り組んでいます。

- ① 相談内容 金銭、土地、家屋、親族、相続、人権問題等
- ② 応対者 弁護士及び人権擁護委員
- ③ 開催場所 各区役所(小倉南区は生涯学習センター)。
- ④ 開催日 各区とも、毎月 1 回開催。
- ⑤ 相談時間 各会場とも、13:30~16:30。ただし、1 人につき 30 分以内。
- ⑥ 利用方法 電話予約制(予約先は、各区の広聴担当課)。各区とも相談日の前日(土日祝日に当たる場合はその前日)の 8:30 から、先着順に受け付け。相談料は無料。

法律人権相談件数(内容別)

年 度	金 銭	親 族	土 地	家 屋	人 権	そ の 他	計	
27 年 度	385	431	335	142	89	268	1, 650	
28 年 度	403	553	158	99	82	238	1, 533	
29 年 度	364	516	163	104	84	219	1, 450	
区	門 司 区	52	58	28	11	7	36	192
	小 倉 北 区	50	71	11	18	6	23	179
	小 倉 南 区	58	88	32	18	4	31	231
	若 松 区	42	64	21	10	40	17	194
	八 幡 東 区	62	42	10	13	3	48	178
	八 幡 西 区	61	142	38	21	12	45	319
	戸 畑 区	39	51	23	13	12	19	157

- 「行政書士市民無料相談会」の開催

相続や遺言、成年後見、悪徳商法など、行政書士が相談に応じています。
原則、毎月第 2 水曜日の 10 時~16 時、戸畑駅前のウエルとばた。
詳しくは、市政だよりをご覧ください。

身近な生活のことでお困りの方はお気軽にご相談ください!!

金銭、土地、家屋、親族に関する問題や人権問題(いじめ、体罰、同和問題、女性問題、障害者問題、家庭内の問題などで、お困りになっている方のご相談をお受けします。相談は無料です。

■相談日及び場所

次の場合は、この相談をご利用いただけません。

- (1)既に弁護士または代理人に依頼している場合
- (2)現在、裁判所で審理中の場合
- (3)同じ案件での繰り返しの相談の場合

お問い合わせ、予約 各区役所 総務企画課 広報広聴係 (小倉南区は企画広報係)		門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
		331-0039	582-3339	951-0039	761-0039	661-0039	642-0039	881-0039
相談場所		門司区役所	小倉北区役所	小倉南生涯学習センター	若松区役所	八幡東区役所	八幡西区役所	戸畑区役所
		門司区清滝一丁目1-1	小倉北区大手町1-1	小倉南区若園5丁目1-5	若松区浜町一丁目1-1	八幡東区中央一丁目1-1	八幡西区黒崎3-15-3	戸畑区千防一丁目1-1
平成 30年	4月	24日(火)	12日(木)	17日(火)	20日(金)	5日(木)	11日(水)	6日(金)
	5月	23日(水)	24日(木)	16日(水)	18日(金)	10日(木)	15日(火)	8日(火)
	6月	27日(水)	14日(木)	12日(火)	20日(水)	6日(水)	13日(水)	7日(木)
	7月	27日(金)	26日(木)	18日(水)	20日(金)	5日(木)	11日(水)	6日(金)
	8月	24日(金)	23日(木)	17日(金)	21日(火)	7日(火)	8日(水)	9日(木)
	9月	21日(金)	13日(木)	14日(金)	20日(木)	6日(木)	12日(水)	7日(金)
	10月	26日(金)	25日(木)	17日(水)	19日(金)	4日(木)	16日(火)	5日(金)
	11月	27日(火)	22日(木)	14日(水)	20日(火)	1日(木)	9日(金)	7日(水)
	12月	18日(火)	13日(木)	14日(金)	19日(水)	6日(木)	12日(水)	7日(金)
平成 31年	1月	25日(金)	24日(木)	16日(水)	18日(金)	10日(木)	15日(火)	8日(火)
	2月	22日(金)	21日(木)	15日(金)	20日(水)	6日(水)	13日(水)	7日(木)
	3月	27日(水)	14日(木)	15日(金)	20日(水)	8日(金)	13日(水)	7日(木)

■各区とも電話予約制です。

申し込みは、各区とも各相談日の前日(土・日・祝日にあたる場合は、その前日)の午前8時30分から、電話で先着順に受け付けます。

相談を希望される日、場所をご確認のうえ、各区総務企画課にお電話ください。

なお、申し込み多数の場合は、早めに受付を締め切ることがあります。

■相談時間は、13時30分から16時30分です。

■弁護士又は人権擁護委員が相談に応じます。

■相談は、1人につき30分以内です。

お尋ねのことについて、関係書類などがあればお持ちください。